

越知町住宅耐震改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存住宅の耐震改修の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とし、越知町にある既存住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事を行う者に対する補助金の交付について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 昭和56年5月31日以前に建築された住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの
 - イ 販売を目的とするもの
- (2) 既存木造住宅 既存住宅のうち、木造の住宅（在来構法（軸組構法及び伝統構法をいう。）又は桝組壁工法の戸建て、長屋及び共同住宅をいい、併用住宅を含み、持家又は貸家の別を問わない。）をいう。
- (3) 既存非木造住宅 既存住宅のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及びこれらの構造と木造との混構造の住宅（戸建て、長屋及び共同住宅をいい、併用住宅を含み、持家又は貸家の別を問わない。）をいう。
- (4) 高知県木造住宅耐震診断士 高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき登録された建築士（以下「耐震診断士」という。）をいう。
- (5) 構造設計一級建築士等 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2第3項の規定により国土交通大臣から構造設計一級建築士証の交付を受けた建築士又は耐震改修支援センター（財団法人日本建築防災センター）の「耐震診断、耐震改修を実施する建築士事務所」一覧に掲載されている建築士事務所に所属する建築士をいう。
- (6) 木造住宅耐震診断 越知町が高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日制定）第2条第10項の規定に基づき実施した耐震診断、又は高知県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成19年4月17日制定）第2条第10項の規定に基づき実施した耐震診断、又は高知県木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成15年9月1日制定）第2条第3項の規定に基づき平成19年9月30日までに実施した耐震診断をいう。
- (7) 非木造住宅耐震診断 既存非木造住宅の地震に対する安全性を構造設計一級建築士等が評価する耐震診断をいう。
- (8) 評点 改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアル（平成22年3月発行）に基づく耐震診断による上部構造評点のうち最小の値又は改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアル（平成19年3月発行）に基づく耐震診断による上部構造評点のうち最小の値又は平成19年9月30日までに実施した耐震診断における高知県木造住宅耐震診断マニュアル（平成15年9月1日制定）に基づく耐震診断による総合評点をいう。
- (9) 登録設計事務所 高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (10) 登録工務店 高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。
- (11) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書（計画書、見積内訳書を含む。）の作成（既存木造住宅については登録設計事務所に所属

する耐震診断士が、既存非木造住宅においては構造設計一級建築士等が行ったものに限る。)をいう。

(12) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事(既存木造住宅については登録工務店が行ったものに限る。)をいう。

(13) 高知県耐震改修緊急支援事業 高知県が耐震化の緊急支援として実施する住宅の耐震化緊急支援事業により補助金額を拡充する事業をいう。

(14) 住宅耐震化推進補助事業第11号、第12号に規定する耐震改修設計及び耐震改修工事を行う当該住宅の所有者(65歳以上の者、65歳以上の者を含む世帯、収入分位40%以下の世帯の者及びその他町長が耐震改修に係る負担の軽減が必要と認めた者に限る。)に対して独自の上乗せ補助を実施する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 越知町内の既存住宅の所有者であること。ただし、当該所有者と親子関係にある者等町長が特に必要と認めた者についてはこの限りでない。

(2) 全ての町税を滞納していない者であること。

2 高知県耐震改修緊急支援事業(以下「県緊急支援事業」という。)の交付の対象となる補助対象者(以下「県緊急支援事業対象者」という。)は、前項の規定を満たす者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が行う越知町内の既存住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事で、別表第1又は別表第2に定める要件を満たすものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金額は別表第1及び別表第2に定める要件を満たすものとする。

(事業の認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする事業の着手前に、当該事業について、事業の認定を受けなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、補助事業認定申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類のうち必要なものを添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 越知町税納税証明書

(2) 耐震診断報告書(写し)

(3) 改修計画書

(4) 位置図、配置図、平面図等(改修内容の記載されたもの)

(5) 改修工事後の想定耐震診断報告書(ただし、木造住宅耐震改修の場合は、精密診断法による改修工事後の想定耐震診断報告書)

(6) 耐震改修設計書作成に係る見積書

(7) 耐震改修工事費見積内訳書

(8) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは補助事業認定通知書(別記様式第2号)によって、これを認定しないときはその旨を書面で、当該申

請をした補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認等)

第7条 前条第1項の認定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該認定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（別記様式第3号）に必要な書類を添えて町長に申請し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更又は中止の可否を決定し、その旨を書面で当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類のうち必要なものを添えて町長に報告しなければならない。

(1) 改修工事後の想定耐震診断報告書（ただし、木造住宅耐震改修の場合は、選任した耐震診断士が作成した精密診断法による改修工事後の耐震診断報告書）

(2) 竣工図（改修内容の記載されたもの）

(3) 写真（耐震改修工事の全ての補強内容が確認できるもの）

(4) 耐震改修計画作成費領収書（写し）

(5) 耐震改修工事請負契約書（写し）

(6) 耐震改修工事費領収書（写し）

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付予定額の算定)

第9条 町長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が当該補助事業の認定の内容に適合すると認めたときは、補助金の交付予定額を算定し、補助金交付予定額通知書（別記様式第5号）によって補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第6号）によって、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、第6条第3項の補助事業認定通知書を受理した日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。

3 補助事業者は、第1項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（前条の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に100分の25を乗じて得た額を加えた金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。

4 補助金申請者が補助金の交付の請求及び受領を耐震改修設計を行った耐震診断士が所属する登録設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任する場合（以下「代理受領」という。）には、代理受領予定報告書兼宣誓書（様式第7号）を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（別記様式第8号）によって、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 町長は、前項の審査により補助金の交付が適当でないとして認めるときは、その旨を書面で当

該申請をした補助事業者に通知するものとする。

3 町長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を書面で町長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付請求及び交付)

第13条 補助事業者は、第11条の通知を受けたときは補助金交付請求書（別記様式第9号）によって町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 補助事業者は、第10条第4項の代理受領を利用する場合は、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 補助金交付請求書（別記様式第9号）

(2) 代理請求及び代理受領委任状（別記様式第10号）

(3) 耐震改修設計・工事費から補助金額を差し引いた金額の領収書（写し）

3 町長は、第1項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(4) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(5) 補助事業者（又は間接補助事業者）が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を書面で補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(現場検査等)

第16条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現場検査をすることができる。

2 耐震改修工事において現場検査をするときは、補助事業者は、木造住宅耐震改修工事については登録工務店に所属又は連携する耐震診断士若しくは選任した耐震診断士を、非木造住宅耐震改修工事においては構造設計一級建築士等を検査に立ち会わせなければならない。

(整備保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年10月17日から施行する。

2 この要綱の制定に伴い、越知町木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱（平成23年越知町告示第3号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この旧要綱に基づき事業の認定及び補助金の交付決定を受けたものについては、旧要綱の規定を適用する。

附 則（平成27年2月9日告示第4号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第28号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

補助事業名	木造住宅耐震改修設計費補助事業	非木造住宅耐震改修設計費補助事業		
補助対象経費	既存木造住宅の所有者が登録設計事務所に依頼して行った耐震改修設計に要した経費	既存非木造住宅の所有者が建築士事務所等に依頼して行った耐震改修設計に要した経費		
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの			
	① 耐震診断士が設計するもの	① 構造設計一級建築士等が設計するもの		
	② 耐震診断士が木造住宅耐震診断事業の結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された住宅に係るもの	② 非木造住宅耐震診断事業の結果、「安全でない」と判断された住宅に係るもの		
	③ 耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの又は県が別に認めたもの	③ 耐震改修計画について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの		
	④ 当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	④ 当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。		
	対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。			
補助額（上限）	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
	205,000円/棟	411,000円/棟	205,000円/棟	411,000円/棟

ただし、耐震改修設計に要した費用の3分の2以内とする。			
推進事業について は、100,000 円/棟		推進事業について は、100,000 /棟	
補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。			

別表第2 (第4条、第5条関係)

補助事業名	木造住宅耐震改修費補助事業	非木造住宅耐震改修費補助事業		
補助対象経費	既存木造住宅の所有者が登録工務店に依頼して行った耐震改修工事	既存非木造住宅の所有者が建設業者に依頼して行った耐震改修工事		
	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。			
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの			
	① 住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの	① 構造設計一級建築士等が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの		
	② 耐震診断士が木造住宅耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値(以下「評点」という。が1.0未満と診断された住宅に係るもの	② 非木造住宅耐震診断の結果、「安全でない」と判断された住宅に係るもの		
	③ 次のいずれかに該当するもの ア 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの イ 1階改修型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の1階部分の上部構造評点が1.0以上となるもの	③ 耐震改修工事について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの		
	対象となる既存住宅に、明かな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。			
補助額(上限)	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
	617,000円/棟	308,000円/戸 かつ 1,234,000円/棟	617,000円/棟	308,000円/戸 かつ 1,234,000円/棟

ただし、県緊急支援事業については 925,000円／棟 推進事業については、300,000円／棟	ただし、県緊急支援事業については 462000円／戸かつ 1,851,000／棟	ただし、県緊急支援事業については 925,000円／棟 推進事業については、300,000円／棟	ただし、県緊急支援事業については 462000円／戸かつ 1,851,000／棟
補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。			

別表第3（第11条、第14条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

越 知 町 長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

補助事業認定申請書

越知町住宅耐震改修費等補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記の事業について、認定を申請します。

この申請書並びに添付書類に記載された内容を、個人が特定できない範囲で耐震対策関連事業の普及及び啓発目的で利用することに同意します。

記

耐震住宅所在地	
耐震診断受診年度	年度
耐震診断報告書に記載された家屋番号	
補助対象事業	(1) 耐震改修計画作成 (2) 耐震改修工事
計画を作成する耐震診断士	登録番号 氏名
選任する耐震診断士	登録番号 氏名
改修工事着手予定日	年 月 日
改修工事完了予定日	年 月 日
補助対象経費	(1) 耐震改修計画作成 千円(予定) (2) 耐震改修工事 千円(予定)
補助金交付申請額	(1) 耐震改修計画作成 千円(予定) 耐震改修計画作成(推進事業分) 千円(予定) (2) 耐震改修工事 千円(予定) 耐震改修工事(推進事業分) 千円(予定)

添付書類

- (1) 越知町税納税証明書
- (2) 耐震診断報告書(写し)
- (3) 改修計画書
- (4) 位置図、配置図、平面図等(改修内容の記載されたもの)
- (5) 耐震改修工事後の想定耐震診断報告書(ただし、木造住宅耐震改修の場合は、精密診断法による改修工事後の想定耐震診断報告書)
- (6) 耐震改修設計書作成に係る見積書
- (7) 耐震改修工事費見積内訳書
- (8) その他町長が必要と認める書類

別記様式第2号 (第6条関係)

指令第 号
年 月 日

様

越知町長

印

補助事業認定通知書

年 月 日付け補助事業認定申請については、下記のとおり認定したので、越知町住宅耐震改修費等補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

耐震改修住宅所在地	
耐震診断受診年度	年度
耐震診断報告書に記載された家屋番号	
補助対象事業	(1) 耐震改修計画作成 (2) 耐震改修工事
計画を作成する耐震診断士	登録番号 氏名
選任する耐震診断士	登録番号 氏名
改修工事着手予定日	年 月 日
改修工事完了予定日	年 月 日
補助対象経費	(1) 耐震改修計画作成 千円(予定) (2) 耐震改修工事 千円(予定)
補助金交付申請額	(1) 耐震改修計画作成 千円(予定) (2) 耐震改修工事 千円(予定)

認定の条件

- (1) この補助事業認定通知書を受けた日の翌日から起算して1年以内に補助金の交付申請を行うこと。
- (2) 事業内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ町長に申請し、承認を受けること。

別記様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

越 知 町 長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け 指令第 号により事業認定を受けた越知町住宅耐震改修費等補助金
について、下記のとおり事業内容の変更・中止をしたいので、越知町住宅耐震改修費等補助金交付要綱第7条
第1項の規定により、変更等の承認を申請します。

記

1 変更等の理由

2 変更等の内容

別記様式第4号（第8条関係）

年 月 日

越 知 町 長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

事業実績報告書

年 月 日付け 指令第 号により事業認定を受けた越知町住宅耐震改修費等補助金
について、補助事業が完了したので、越知町住宅耐震改修費等補助金交付要綱第8条の規定により、下記のと
おり報告します。

記

1 実績額

- | | |
|--------------|---|
| (1) 耐震改修計画作成 | 円 |
| (2) 耐震改修工事 | 円 |
| 合 計 | 円 |

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 改修工事後の想定耐震診断報告書（ただし木造住宅耐震改修の場合は、選任した耐震診断士が作成した精密診断法による改修工事後の耐震診断報告書）
- (2) 竣工図（改修内容の記載されたもの）
- (3) 写真（耐震改修工事の全ての補強内容が確認できるもの）
- (4) 耐震改修計画作成費領収書（写し）
- (5) 耐震改修工事請負契約書（写し）
- (6) 耐震改修工事費領収書（写し）
- (7) その他町長が必要と認める書類

別記様式第5号 (第9条関係)

指令第 号
年 月 日

様

越知町長

印

補助金交付予定額通知書

年 月 日付けで実績報告のありました越知町住宅耐震改修費等補助金については、下記のとおり補助金の交付予定額を算定したので、越知町住宅耐震改修費等補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

補助金交付予定額

(1) 耐震改修計画作成	円
(2) 耐震改修工事	円
合 計	円

年 月 日

越 知 町 長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

補助金交付申請書

年 月 日付け 指令第 号により補助金交付予定額通知を受けた越知町住宅耐震改修費等補助金について交付を受けたいので、越知町住宅耐震改修費等補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

- | | |
|------------------|---|
| 1 補助金交付申請額 | |
| (1) 耐震改修計画作成 | 円 |
| (2) 耐震改修工事 | 円 |
| 合 計 | 円 |
| 2 補助金交付予定額 | |
| (1) 耐震改修計画作成 | 円 |
| 耐震改修計画作成 (推進事業分) | 円 |
| (2) 耐震改修工事 | 円 |
| 耐震改修工事 (推進事業分) | 円 |
| 合 計 | 円 |

別記様式第7号（第10条関係）

年 月 日

越 知 町 長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

代理受領予定報告書兼宣誓書

年 月 日付け 指令第 号により補助金予定額通知を受けた越知町住宅耐震改修費等補助金について下記のとおり代理受領を予定していることを報告します。

また、補助金の交付決定した後、補助事業に要した費用から補助金額を差し引いた金額を下記の登録者へ支払います。

差引金額を支払った後、補助金の請求については、同登録事業者が行います。

記

住 所
会 社 名
代 表 者
電 話 番 号

様

越知町長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました越知町住宅耐震改修費等補助金については、越知町住宅耐震改修費等補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定金額

(1) 耐震改修計画作成	円
耐震改修計画作成（推進事業分）	円
(2) 耐震改修工事	円
耐震改修工事（推進事業分）	円
合 計	円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、この通知書により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。
- (2) 越知町住宅耐震改修費等補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) この指令に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (4) この補助金については、本町職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

越 知 町 長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

補助金交付請求書

年 月 日付け 指令第 号により交付決定を受けた越知町住宅耐震改修費等補助金について、越知町住宅耐震改修費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求金額

(1)	耐震改修計画作成	円
	耐震改修計画作成 (推進事業分)	円
(2)	耐震改修工事	円
	耐震改修工事 (推進事業分)	円
	合 計	円

越 知 町 長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

代理請求及び代理受領委任状

私は 年 月 日付け 指令第 号により交付決定を受けた越知町住宅耐震改修費等補助金
(金 円)にかかる請求及び受領について次のとおり委任します。

記

委任者 (補助金申請者)

住 所

氏 名

上記の権限の委任を受けることを承諾します。

受任者 (耐震改修設計又は耐震改修工事を行った事業者)

住 所

会社名

代表者

添付資料

耐震改修設計・工事費から補助金額を差し引いた金額の領収書 (写し)